

社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用 弁償に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日制 定
令和 5 年 2 月 28 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日全部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人新篠津村社会福祉協議会(以下「本会」という。)役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 理事、監事、評議員

(2) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等

(報酬の額及び支給方法)

第 3 条 役員等が村内で開催される理事会、評議員会、監査、各種委員会等に出席したときは、別表 1 により報酬を支給する。

2 同一人が同一の日に複数の会議等に出席した場合は、そのいずれか 1 つに出席したものとみなして前項を適用する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等がその職務のため会議等に出席したときは、本会役員等費用弁償支給規程（昭和 63 年 12 月 19 日制定）に基づき支給する。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日会長専決）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	報酬の額
会 長	月額 30,000 円
会長以外の理事	日額 3,000 円
監 事	日額 3,000 円
評議員	日額 3,000 円
会長が委嘱した各種委員会委員等	日額 3,000 円